

■軽自動車税減免の申請期限は5月31日(火)です

次の①～③の軽自動車は減免の対象になります。

- ①一定の障害以上の身体・知的障害者等が所有する軽自動車(タクシー券の受給や普通自動車税の減免を受けている場合を除く)
- ②障害者1人につき1台。また、障害の等級により家族運転の場合も対象。
- ③身体障害者等用構造車(車いす移動車等)

※障害者1人につき1台。また、障害の等級により家族運転の場合も対象。

③社会福祉法人等が社会福祉事業のために所有している軽自動車

●申請 5月31日までの午前8時30分～午後5時15分(火)(水)(木)を除く)に市民税課へ

■軽自動車税・自動車税の納期限は5月31日(火)です

4月1日現在の軽自動車所有者へ、5月2日(月)に納税通知書を発送します。また普通自動車所有者には、5月上旬に県から納税通知書が発送されます。

名義変更・廃車手続等を他人に依頼し、納税通知書が届いた場合は、手続きが3月末日までに完了していない可能性があります。また、転居等で届かない場合は問い合わせてください。

平成28年度分から、二輪車等、軽四輪車及び軽三輪車の税額が下表のとおり変更されました。

●問い合わせ 軽自動車税↓市市民税課(☎71)2213
自動車税↓県西三河県税事務所(☎0564)27)2712

■口座振替の人へ軽自動車税納税証明書(継続検査用)を6月10日(金)に発送します

5月31日から証明書が届くまでの間に、軽自動車の車検のため納税証明書が必要な人は、市民税課又は支所・出張所へ申請してください。

なお、納期限から証明書発送までの期間に申請する場合は、振替を記載した通帳を持参してください。

平成27年度発送の納税証明書有効期限は、5月30日(月)です。

問▼市民税課
(☎71)2213

軽四輪車・軽三輪車の税率

●新規登録年月(※1)が平成27年3月以前の車両

車種			新規登録から13年経過前の車両	新規登録から13年経過後の車両
軽自動車	四輪	乗用 自家用	7200円	12900円
		乗用 営業用	5500円	8200円
		貨物用 自家用	4000円	6000円
		貨物用 営業用	3000円	4500円
	三輪		3100円	4600円

※新規登録年月から13年を経過するまでは、税率に変更無し。

(※2)グリーン化特例

段階	対象車	軽減内容
1	電気・燃料電池・天然ガス自動車	概ね75%軽減
2	乗用車 平成32年度燃費基準+20%達成	概ね50%軽減
3	乗用車 平成32年度燃費基準達成	概ね25%軽減
4	貨物車 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
5	貨物車 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

●新規登録年月(※1)が平成27年4月以降の車両

車種			グリーン化特例(※2)	平成28年度
軽自動車	四輪	乗用 自家用	1、2、3	2700、5400、8100円
		乗用 営業用	非該当	10800円
		貨物用 自家用	1、2、3	1800、3500、5200円
		貨物用 営業用	非該当	6900円
	三輪	乗用 自家用	1、4、5	1300、2500、3800円
		乗用 営業用	非該当	5000円
		貨物用 自家用	1、4、5	1000、1900、2900円
		貨物用 営業用	非該当	3800円

(※1)車両が初めて車両番号(標識番号)の指定を受けた年月のこと(車検証の「初度検査年月」に記載)。

二輪車等の税率

車種		総排気量等	平成28年度以降
原付	第一種	50cc以下	2000円
	第二種乙	50cc超90cc以下で二輪	2000円
	第二種甲	90cc超125cc以下で二輪	2400円
	ミニカー	20cc超50cc以下で三輪以上	3700円
二輪の軽自動車	軽二輪	125cc超250cc以下で二輪	3600円
二輪の小型自動車	自二輪	250cc超	6000円
小型特殊自動車	小型農耕用	農耕作業用	2400円
	小型その他	その他(フォークリフト等)	5900円
二輪の被けん引車	トレーラー	ボートトレーラー等	3600円

※平成28年4月1日に登録されている全ての車両の税率が変更になります。

●新規登録年月(※1)が「平成27年3月以前」で、それから13年を経過する前の車両(平成15年以降の登録)は平成27年度と同税率ですが、13年を経過した車両(平成14年以前の登録)は税率が上がります。

●新規登録年月(※1)が「平成27年4月以降」の車両は、平成28年度から新税率となります。

●新規登録年月(※1)が「平成27年4月～平成28年3月」の車両で、低排出ガス及び燃費性能に優れた環境負荷の小さい軽自動車に対して、平成28年度に限り軽減税率が適用されます。(グリーン化特例)(※2)